

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

お客様各位

現在、金融界は全国銀行協会が策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」に基づき、「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げています。千葉信用金庫では、手形・小切手の電子化に向けた取組みとして下記の対応を実施しますのでお知らせいたします。

手形・小切手の電子化は、手続きの簡素化、紛失・盗難リスクの回避、印紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがあります。この度の取組みは、2026 年度末の手形・小切手の全面的な電子化に向けて、金融界・産業界が連携して進めている取組みの一環であるため、お客さまのご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施内容について

実施内容	実施日	備考
当座預金の新規口座開設受付終了	2025 年 9 月 30 日 (火)	当座預金の新規口座開設受付を終了します。ただし、でんさいネットおよび当座貸越をご契約される方を除きます。
払戻請求書による当座預金出金の取扱い開始	2025 年 10 月 1 日 (水)	当座預金（当座勘定）の払戻請求書による取扱いを開始します。ただし、払戻請求書によるお引出しは、口座開設店に限ります。
手形・小切手の発行受付終了	2026 年 3 月 31 日 (火)	手形・小切手の発行申込の受付を終了します。実施日時点で保有されているお手元の手形・小切手につきましては、引き続きご利用いただけます。

2. 代替サービスについて

千葉信用金庫では、手形・小切手に代わる決済方法として、「でんさい」のご利用を推奨しております。「でんさい」のご利用に際し、千葉信用金庫では「インターネットバンキングサービス」をご用意しておりますので、この機会にぜひ導入をご検討ください。

★インターネットバンキングサービスについては[こちら](#)

★でんさい（電子記録債権）サービスについては[こちら](#)

ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問合せください。

以上